

市区町村別集計項目(推進体制等)

埼玉県	
市区町村数	63

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無	
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
					47	48	41					63				
11	100	さいたま市	人権政策・男女共同参画課	1	1	1	1	さいたま市男女共同参画のまちづくり条例	2003年3月14日	2003年4月1日		第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
11	201	川越市	男女共同参画課	1	1	1	1	川越市男女共同参画推進条例	2001年12月21日	2001年12月21日		第六次川越市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
11	202	熊谷市	男女共同参画室	1	1	1	1	熊谷市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		第2次熊谷市男女共同参画推進計画くまがや男女共同参画推進プラン	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	
11	203	川口市	協働推進課	1	2	1	1	川口市男女共同参画推進条例	2012年3月27日	2012年4月1日		第3次川口市男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2033年3月31日	1	1	
11	206	行田市	男女共同参画推進センター	1	1	1	1	行田市男女共同参画推進条例	2007年3月30日	2007年4月1日		第4次ぎょうだ男女共同参画プラン	2023年4月 ~ 2033年3月	1	1	
11	207	秩父市	市民生活課	1	2	0	0				2	2022デュエットプランちちぶ(秩父市男女共同参画計画)	2023年2月 ~ 2027年3月	1	1	
11	208	所沢市	企画総務課 男女共同参画室	1	1	1	1	所沢市男女共同参画推進条例	2004年9月24日	2005年1月1日		第4次所沢市男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1	
11	209	飯能市	市民協働推進課	1	2	1	1	飯能市男女共同参画推進条例	2015年12月18日	2016年4月1日		(第6次飯能市男女共同参画プラン)	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	0	
11	210	加須市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	加須市男女共同参画推進条例	2011年7月7日	2011年7月7日		第2次加須市男女共同参画基本計画「加須市男女共同参画プラン」	2022年4月 ~ 2031年3月	1	1	
11	211	本庄市	市民活動推進課	1	2	1	1				2	第4次本庄市男女共同参画プラン	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
11	212	東松山市	人権市民相談課	1	2	1	1	東松山市男女共同参画推進条例	2006年3月27日	2006年4月1日		第5次ひがしまつやま共生プラン(東松山市男女共同参画基本計画・東松山市女性活躍推進計画・東松山市DV防止基本計画)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
11	214	春日部市	人権共生課	1	2	1	1	春日部市男女共同参画推進条例	2006年12月18日	2007年4月1日		かずかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
11	215	狭山市	市民相談課 男女共同参画センター	1	2	1	1	狭山市男女共同参画推進条例	2015年6月29日	2015年6月29日		第5次狭山市男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
11	216	羽生市	人権推進課	1	2	1	1	羽生市男女共同参画推進条例	2023年3月27日	2023年4月1日		第3次羽生市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	
11	217	鴻巣市	やさしさ支援課	1	2	1	1	鴻巣市男女共同参画推進条例	2011年12月27日	2012年3月10日		このす男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2028年3月	1	1	
11	218	深谷市	人権政策課	1	2	1	1	深谷市男女共同参画推進条例	2014年9月30日	2015年1月1日		第4次深谷市男女共同参画プラン	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
11	219	上尾市	上尾市人権男女共同参画課	1	2	1	1	上尾市男女共同参画推進条例	2007年3月27日	2007年4月1日		(第3次上尾市男女共同参画計画~デュエットプラン21~)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	0	
11	221	草加市	人権共生課	1	2	1	1	草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例	2004年9月17日	2004年10月1日		草加市男女共同参画プラン2021	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
11	222	越谷市	人権・男女共同参画推進課	1	2	1	1	越谷市男女共同参画推進条例	2005年3月31日	2005年7月1日		第4次越谷市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
11	223	蕨市	市民活動推進室	1	2	1	1	蕨市男女共同参画パートナーシップ条例	2003年3月27日	2003年6月1日		蕨市男女共同参画パートナーシッププラン(第2次)後期計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
11	224	戸田市	協働推進課	1	2	1	1	戸田市男女共同参画推進条例	2016年9月30日	2016年10月1日		第五次戸田市男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1	
11	225	入間市	人権推進課	1	2	0	1	入間市男女共同参画推進条例	2010年3月29日	2010年4月1日		第5次いるま男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
11	227	朝霞市	人権庶務課	1	2	1	1	朝霞市男女平等推進条例	2003年3月24日	2003年4月1日		第2次朝霞市男女平等推進行動計画	2016年4月 ~ 2026年3月	1	1	
11	228	志木市	人権推進室	1	2	1	1	志木市男女共同参画推進条例	2002年6月24日	2002年7月1日		第6次志木市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
11	229	和光市	総務人権課	1	2	1	1	和光市男女共同参画推進条例	2004年12月21日	2005年4月1日		第4次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
11	230	新座市	総務部人権推進室	1	2	0	1	新座市男女共同参画推進条例	2000年6月15日	2000年7月1日		第4次にいざ男女共同参画プラン	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
11	231	桶川市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	桶川市男女共同参画推進条例	2002年3月28日	2002年4月1日		桶川市第四次男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
11	232	久喜市	人権推進課	1	2	1	1	久喜市男女共同参画を推進する条例	2010年9月30日	2010年9月30日		第3次久喜市男女共同参画行動計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
11	233	北本市	人権推進課	1	2	1	1	北本市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年7月1日		第六次北本市男女共同参画行動計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1				問2-1				問2-2				男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無							
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況							
11	234	八潮市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	八潮市男女共同参画推進条例	2003年12月25日	2004年4月1日		第4次八潮市男女共同参画プラン	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1								
11	235	富士見市	人権・市民相談課	1	2	1	1	富士見市男女共同参画推進条例	2008年6月13日	2008年7月1日		富士見市男女共同参画プラン(第4次)	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1								
11	237	三郷市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	三郷市男女共同参画社会づくり条例	2006年9月27日	2007年1月1日		第5次みさと男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1								
11	238	蓮田市	庶務課	1	2	1	0				2	はずだ男女共生プラン2025	2016年4月 ~ 2026年3月	0	1								
11	239	坂戸市	人権推進課	1	2	1	1	坂戸市男女共同参画推進条例	2004年6月24日	2004年7月1日		第4次坂戸市男女共同参画基本計画(前期計画)	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1								
11	240	幸手市	人権推進課	1	2	1	1	幸手市男女共同参画を推進する条例	2017年3月17日	2017年6月1日		第5次幸手市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2027年3月	1	1								
11	241	鶴ヶ島市	政策推進課(女性センター)	1	2	1	1	鶴ヶ島市男女共同参画推進条例	2010年3月24日	2010年4月1日		つるがしま男女共同参画推進プラン(第6次)	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1								
11	242	日高市	総務課	1	2	1	1	日高市男女共同参画推進条例	2016年12月22日	2017年1月1日		第5次日高市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1								
11	243	吉川市	市民参加推進課	1	2	1	1	吉川市男女共同参画推進条例	2003年12月18日	2004年4月1日		第4次吉川市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1								
11	245	ふじみ野市	市民総合相談室	1	2	1	1	ふじみ野市男女共同参画推進条例	2015年6月23日	2015年10月1日		ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2031年3月	1	1								
11	246	白岡市	生活経済部 地域振興課	1	2	1	1	白岡市男女共同参画推進条例	2023年3月28日	2023年4月1日		第5次白岡市男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1								
11	301	伊奈町	人権推進課	1	2	1	1				0	第3次伊奈町男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1								
11	324	三芳町	総務課	1	2	1	0				2	みよし男女共同参画プラン	2016年4月 ~ 2024年3月	0	1								
11	326	毛呂山町	総務課	1	2	0	1				0	第3次もろやま男女共同参画プラン	2015年4月 ~ 2025年3月	1	1								
11	327	越生町	総務課	1	2	1	0				0	越生町男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2025年3月	1	1								
11	341	滑川町	総務政策課	1	2	0	1				0	第3次滑川町パートナーシッププラン	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1								
11	342	嵐山町	地域支援課	1	2	0	1	“らんざん”男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例	2004年3月9日	2004年4月1日		第4次嵐山町男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1								
11	343	小川町	総務課	1	2	1	1				0	おがわ男女共同参画推進プラン(第4次)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1								
11	346	川島町	総務課	1	2	0	1	川島町男女共同参画によるまちづくり条例	2013年3月29日	2013年4月1日		第2次川島町男女共同参画推進計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1								
11	347	吉見町	自治財政課	1	2	0	0				0	第3次吉見町男女共同参画プラン	2014年3月 ~ 2024年3月	0	1								
11	348	鳩山町	総務課	1	2	1	1				0	第5次鳩山町男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1								
11	349	ときがわ町	総務課	1	2	0	0				0	第3次ときがわ町男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1								
11	361	横瀬町	総務課	1	2	1	0				1	第3次横瀬町男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2024年3月	1	1								
11	362	皆野町	総務課	1	2	0	0				0	第3次皆野町男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1								
11	363	長瀬町	総務課	1	2	0	0				0	第3次長瀬町男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1								
11	365	小鹿野町	総務課	1	2	0	0				0	第2次小鹿野町男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1								
11	369	東秩父村	総務課	1	1	0	0				0	みんなで共に創る元気村ひがしちちぶ	2021年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1								
11	381	美里町	総務課	1	2	0	0				0	美里町男女共同参画推進プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1								
11	383	神川町	総務課	1	2	0	0				0	神川町男女共同参画プラン	2023年4月 ~ 2033年3月	1	1								
11	385	上里町	子育て共生課	1	2	1	1	上里町男女がともに輝く町づくり条例	2003年5月1日	2003年6月1日		第3次かみさと男女共同参画推進プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1								
11	408	寄居町	人権推進課	1	2	1	1				2	寄居町男女共同参画推進プラン2020	2020年4月 ~ 2029年3月	1	1								
11	442	宮代町	総務課人権推進室	1	2	0	0				0	第3次宮代町男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1								
11	464	杉戸町	人権・男女共同参画推進課	1	1	1	0				3	すぎと男女共同参画プラン(第5次)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1								
11	465	松伏町	企画財政課	1	2	1	1	松伏町男女共同参画推進条例	2003年9月25日	2004年4月1日		松伏町男女共同参画基本計画「まつぶしコミュニケーションプラン(第5版)」	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1								

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2024年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2023年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			23									7	16	14	9	0	18	2	3
11	100	さいたま市	さいたま市男女共同参画推進センター	パートナーシップさいたま	330-0854	さいたま市大宮区桜木町1-10-18シーノ大宮センタープラザ3階	048-642-8107	048-643-5801	http://www.city.saitama.jp/006/010/002/index.html		○	○	○						
11	100	さいたま市	男女共同参画相談室		330-0071	さいたま市浦和区上木崎4-4-10 子ども家庭総合センター4階	048-711-5739	048-711-8904	http://www.city.saitama.jp/006/010/002/006/index.html		○	○	○						
11	201	川越市	川越市男女共同参画推進施設		350-1124	埼玉県川越市新宿町1-17-17	049-249-3777	049-249-1180	https://www.westa-kawagoe.jp		○	○							○
11	202	熊谷市	熊谷市男女共同参画推進センター	ハートピア	360-0037	埼玉県熊谷市筑波三丁目202番地 ティアラ21 4階	048-599-0011	048-599-0012	http://www.city.kumagaya.lg.jp/shisetsu/kurashi/danjo-kyodosankaku.html	○		○				○			
11	203	川口市	川口市男女共同参画活動拠点施設		332-0015	川口市川口1丁目1番1号 キュポ・ラ本館棟M4階	048-227-7605	048-226-7718	https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01060/020/8/index.html		○	○							○
11	206	行田市	行田市男女共同参画推進センター	VIVAぎょうだ	361-0032	埼玉県行田市佐間3-23-6	048-556-9301	048-556-9310	https://www.city.gyoda.lg.jp/soshiki/shiminseikatubu/danjokyodosankaku/index.html	○		○				○			
11	207	秩父市																	
11	208	所沢市	所沢市男女共同参画推進センターふらっと	ふらっと	359-1122	埼玉県所沢市寿町27-7 コンセールタワー所沢2階	04-2921-2220	04-2921-2270	https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shisetu/bunka/flat/index.html	○		○				○			
11	209	飯能市																	
11	210	加須市	加須市女性センター		347-0055	加須市中央2-4-17	0480-62-1111	0480-62-5981	https://www.city.kazo.lg.jp/soshiki/kyoudou_suishin/shisetsu/shiminplazakazo/index.html		○	○				○			
11	211	本庄市																	
11	212	東松山市																	
11	214	春日部市	春日部市男女共同参画推進センター	ハーモニー春日部	344-0063	埼玉県春日部市緑町三丁目3番17号	048-731-3333	048-733-0071	http://harmony.kasukabe-center.jp/	○			○						○
11	215	狭山市	狭山市男女共同参画センター		350-1305	狭山市入間川1丁目3番1号	04-2937-3617	04-2937-3616	https://www.city.sayama.saitama.jp		○	○	○	○					
11	216	羽生市	羽生市男女共同参画推進センター	PURPLE羽生	348-0058	埼玉県羽生市中央3-7-5 羽生市民プラザ	048-561-1681	048-562-1889	https://www.city.hanyu.lg.jp/docs/2020052500035/		○	○				○			
11	217	鴻巣市	男女共同参画コーナー(鴻巣市市民活動センター内)		365-0038	埼玉県鴻巣市本町1丁目2番1号	048-577-3512	048-577-3949	https://www.city.kounosu.saitama.jp/page/8439.html		○	○	○	○					

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																		
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体									
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営							
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他				
11	218	深谷市																			
11	219	上尾市	男女共同参画推進センター		362-0014	埼玉県上尾市本町1-1-2	048-778-5111	048-778-5112	https://www.city.ageo.lg.jp/soshiki/s209500/		○	○				○					
11	221	草加市	草加市文化会館 図書資料室	男女共同参画さわやかサロン	340-0013	草加市松江1-1-5 草加文化会館内	048-931-9325	048-936-4690	https://soka-bunka.jp/publics/index/23/		○		○			○					
11	222	越谷市	越谷市男女共同参画支援センター	ほっと越谷	343-0025	埼玉県越谷市大沢3-6-1 パルテきたこし3階	048-970-7411	048-970-7412	https://hot.koshigaya-center.jp/	○			○								○
11	223	蕨市																			
11	224	戸田市	上戸田地域交流センター	あいパル	335-0022	埼玉県戸田市上戸田2-21-1	048-229-3133	048-229-3996	https://www.ipal-friendship.net/		○		○								○
11	225	入間市	入間市男女共同参画推進センター		358-0003	入間市豊岡4-2-2	04-2964-2536	04-2964-2539	https://www.city.iruma.saitama.jp/soshiki/jinkensuishinaka/119/120/index.html		○	○				○					
11	227	朝霞市	朝霞市女性センター	それいゆふらざ	351-0016	埼玉県朝霞市青葉台1-7-1	048-463-2697	048-463-0524	https://www.city.asaka.lg.jp/		○	○				○					
11	228	志木市																			
11	229	和光市																			
11	230	新座市																			
11	231	桶川市	桶川市男女共同参画コーナー	アソシエ	363-8501	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	048-788-4907	048-787-5409	https://www.city.okegawa.lg.jp/soshiki/kikaku/danjokkyodosankaku/danjo/dv/1757.html		○	○				○					
11	232	久喜市																			
11	233	北本市																			
11	234	八潮市	男女共同参画支援センター	八潮女性サロン	340-0822	埼玉県八潮市大瀬1-1-1マインループ1F八潮駅前出張所	048-996-2159	048-995-7367	https://www.city.yashio.lg.jp/shisei/jinken_danjo/danjo_kyodo/saron.html		○	○				○					
11	235	富士見市																			
11	237	三郷市																			
11	238	蓮田市																			
11	239	坂戸市	坂戸市勤労女性センター	Lieben(リーベン)	350-0214	埼玉県坂戸市千代田1-1-22	049-281-3595	049-283-1640	https://www.city.sakado.lg.jp	○		○				○					
11	240	幸手市																			
11	241	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市女性センター	ハーモニー	350-2213	埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1922番地7	049-287-4755	049-271-5297	http://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/page000338.html	○		○				○					
11	242	日高市																			
11	243	吉川市																			
11	245	ふじみ野市																			
11	246	白岡市																			
11	301	伊奈町																			
11	324	三芳町																			
11	326	毛呂山町																			
11	327	越生町																			
11	341	滑川町																			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営					
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
11	342	嵐山町																	
11	343	小川町																	
11	346	川島町																	
11	347	吉見町																	
11	348	鳩山町																	
11	349	ときがわ町																	
11	361	横瀬町																	
11	362	皆野町																	
11	363	長瀬町																	
11	365	小鹿野町																	
11	369	東秩父村																	
11	381	美里町																	
11	383	神川町																	
11	385	上里町	上里町男女共同参画推進センター	ウイズ・ユ-上里	369-0306	埼玉県児玉郡上里町大字七本木393番地	0495-35-1357	0495-34-2523	http://www.town.kamisato.saitama.jp/1527.htm		○	○				○			
11	408	寄居町																	
11	442	宮代町																	
11	464	杉戸町																	
11	465	松伏町																	

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			23					20	19	20	20	3	12	7	1	7	
11	100	さいたま市	さいたま市男女共同参画推進センター	2004年5月1日	7	2	18,182	○	○	○	○	○	○	○			会議室の貸出、市民企画講座実施団体への補助
11	100	さいたま市	男女共同参画相談室	2018年4月1日	6	11	18,182			○							
11	201	川越市	川越市男女共同参画推進施設	2015年4月1日	0	0	2,960		○	○	○						
11	202	熊谷市	熊谷市男女共同参画推進センター	2005年4月1日	4	2	3,944	○	○	○	○					○	
11	203	川口市	川口市男女共同参画活動拠点施設	2018年4月1日	4	0	8,411										会議室の貸し出し
11	206	行田市	行田市男女共同参画推進センター	2007年4月1日	3	1	15,332	○	○	○	○		○			○	
11	207	秩父市			0	0	0										
11	208	所沢市	所沢市男女共同参画推進センターふらっと	1995年5月1日	2	2	14,638	○	○	○	○	○	○	○			
11	209	飯能市			0	0	0										
11	210	加須市	加須市女性センター	2004年11月7日	0	0	7,209	○	○	○	○		○			○	
11	211	本庄市			0	0	0										
11	212	東松山市			0	0	0										
11	214	春日部市	春日部市男女共同参画推進センター	1999年12月4日	5	9	19,319	○	○	○	○		○				
11	215	狭山市	狭山市男女共同参画センター	2012年7月18日	2	1	1,194	○	○	○	○						保育サービス事業(育児中の保護者の社会参加支援)
11	216	羽生市	羽生市男女共同参画推進センター	2023年4月1日	2	1	3,390	○	○	○							
11	217	鴻巣市	男女共同参画コーナー(鴻巣市市民活動センター内)	2013年4月1日	0	0	0	○	○		○				○		
11	218	深谷市			0	0	0										
11	219	上尾市	男女共同参画推進センター	2001年6月1日	2	3	591	○	○	○	○						
11	221	草加市	草加市文化会館 図書資料室	2000年8月1日	0	2	189	○	○	○	○		○				
11	222	越谷市	越谷市男女共同参画支援センター	2001年7月6日	2	9	7,776	○	○	○	○		○	○		○	
11	223	蕨市			0	0	0										
11	224	戸田市	上戸田地域交流センター	2015年9月1日	15	21	975	○	○	○	○		○				Pink Ribbon×Hula 乳がんについての情報提供
11	225	入間市	入間市男女共同参画推進センター	2004年4月1日	5	0	6,374	○	○	○	○			○		○	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
11	227	朝霞市	朝霞市女性センター	2013年1月1日	5	7	6,214	○	○	○	○	○	○	○		○	
11	228	志木市			0	0	0										
11	229	和光市			0	0	0										
11	230	新座市			0	0	0										
11	231	桶川市	桶川市男女共同参画コーナー	2018年5月7日	4	0	91	○			○		○				
11	232	久喜市			0	0	0										
11	233	北本市			0	0	0										
11	234	八潮市	男女共同参画支援センター	2008年4月1日	0	0	0	○		○	○						
11	235	富士見市			0	0	0										
11	237	三郷市			0	0	0										
11	238	蓮田市			0	0	0										
11	239	坂戸市	坂戸市勤労女性センター	1972年5月1日	3	0	1,102	○	○	○	○		○				
11	240	幸手市			0	0	0										
11	241	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市女性センター	1988年4月1日	2	2	949	○	○	○	○		○				施設貸出
11	242	日高市			0	0	0										
11	243	吉川市			0	0	0										
11	245	ふじみ野市			0	0	0										
11	246	白岡市			0	0	0										
11	301	伊奈町			0	0	0										
11	324	三芳町			0	0	0										
11	326	毛呂山町			0	0	0										
11	327	越生町			0	0	0										
11	341	滑川町			0	0	0										
11	342	嵐山町			0	0	0										
11	343	小川町			0	0	0										
11	346	川島町			0	0	0										
11	347	吉見町			0	0	0										
11	348	鳩山町			0	0	0										
11	349	ときがわ町			0	0	0										
11	361	横瀬町			0	0	0										
11	362	皆野町			0	0	0										
11	363	長瀨町			0	0	0										
11	365	小鹿野町			0	0	0										
11	369	東秩父村			0	0	0										
11	381	美里町			0	0	0										
11	383	神川町			0	0	0										
11	385	上里町	上里町男女共同参画推進センター	1999年7月1日	1	1	9,734	○	○	○	○		○		○		
11	408	寄居町			0	0	0										
11	442	宮代町			0	0	0										
11	464	杉戸町			0	0	0										
11	465	松伏町			0	0	0										

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

埼玉県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
				8		40	4	10.0	45	1	2.2	23	1	4.3	23	0	0.0	7,165	423	5.9
11	100	さいたま市				1	0	0.0	3	0	0.0							860	77	9.0
11	201	川越市				1	0	0.0	2	0	0.0							291	17	5.8
11	202	熊谷市	2006年7月1日	熊谷市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							362	17	4.7
11	203	川口市				1	0	0.0	2	0	0.0							230	13	5.7
11	206	行田市				1	1	100.0	1	0	0.0							181	14	7.7
11	207	秩父市				1	0	0.0	1	0	0.0							80	1	1.3
11	208	所沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							278	30	10.8
11	209	飯能市				1	0	0.0	1	0	0.0							134	2	1.5
11	210	加須市				1	0	0.0	1	0	0.0							179	1	0.6
11	211	本庄市				1	0	0.0	1	0	0.0							85	0	0.0
11	212	東松山市				1	0	0.0	1	0	0.0							121	5	4.1
11	214	春日部市				1	0	0.0	1	0	0.0							198	9	4.5
11	215	狭山市				1	0	0.0	1	0	0.0							119	5	4.2
11	216	羽生市				1	0	0.0	1	0	0.0							74	0	0.0
11	217	鴻巣市	2012年3月10日	鴻巣市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							233	22	9.4
11	218	深谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							198	1	0.5
11	219	上尾市				1	0	0.0	1	0	0.0							114	4	3.5
11	221	草加市				1	1	100.0	1	1	100.0							118	13	11.0
11	222	越谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							377	27	7.2
11	223	蕨市				1	0	0.0	0	0								37	3	8.1
11	224	戸田市				1	0	0.0	1	0	0.0							47	3	6.4
11	225	入間市	2003年11月16日	入間市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							119	5	4.2
11	227	朝霞市				1	0	0.0	1	0	0.0							82	8	9.8
11	228	志木市				1	0	0.0	1	0	0.0							38	0	0.0
11	229	和光市				1	1	100.0	1	0	0.0							100	11	11.0
11	230	新座市	2001年11月1日	新座市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							62	11	17.7
11	231	桶川市	1998年12月18日	桶川市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							78	2	2.6
11	232	久喜市				1	0	0.0	1	0	0.0							254	14	5.5
11	233	北本市	2006年11月19日	北本市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							111	4	3.6
11	234	八潮市				1	0	0.0	1	0	0.0							44	2	4.5
11	235	富士見市				1	0	0.0	1	0	0.0							55	3	5.5
11	237	三郷市				1	0	0.0	2	0	0.0							127	6	4.7
11	238	蓮田市				1	1	100.0	1	0	0.0							92	10	10.9
11	239	坂戸市				1	0	0.0	1	0	0.0							154	9	5.8
11	240	幸手市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	10	9.3

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市 区 長 数	うち 女性 市区 長 数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区 長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長 数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村 長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会 長 数	女性 比率 (%)
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
11	241	鶴ヶ島市				1	0	0.0	1	0	0.0							80	10	12.5
11	242	日高市				1	0	0.0	1	0	0.0							79	4	5.1
11	243	吉川市				1	0	0.0	1	0	0.0							94	5	5.3
11	245	ふじみ野市				1	0	0.0	1	0	0.0							58	5	8.6
11	246	白岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							45	1	2.2
11	301	伊奈町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
11	324	三芳町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	1	7.1
11	326	毛呂山町										1	0	0.0	1	0	0.0	69	12	17.4
11	327	越生町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	1	3.4
11	341	滑川町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	1	6.7
11	342	嵐山町	2003年6月3日	嵐山町男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	35	1	2.9
11	343	小川町										1	0	0.0	1	0	0.0	76	0	0.0
11	346	川島町										1	0	0.0	1	0	0.0	79	4	5.1
11	347	吉見町										1	0	0.0	1	0	0.0	75	4	5.3
11	348	鳩山町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	2	7.1
11	349	ときがわ町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	1	2.0
11	361	横瀬町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
11	362	皆野町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	1	2.7
11	363	長瀬町										1	1	100.0	1	0	0.0	27	1	3.7
11	365	小鹿野町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	0	0.0
11	369	東秩父村										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
11	381	美里町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
11	383	神川町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
11	385	上里町	2001年11月3日	上里町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	92	1	1.1
11	408	寄居町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	0	0.0
11	442	宮代町										1	0	0.0	1	0	0.0	76	5	6.6
11	464	杉戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	45	2	4.4
11	465	松伏町										1	0	0.0	1	0	0.0	78	2	2.6

- <選択肢回答>
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード																
		問8-1		問8-2							(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他											
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数				女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)							委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)			
	小計			2,558	2,235	33,462	10,113	30.2	2,167	1,952	30,267	9,123	30.1	365	217	2,072	370	17.9	1,946	250	12.8	2,150	265	12.3									
11	100	さいたま市	42.0	2024年3月	161	158	2,194	765	34.9	103	102	1,650	556	33.7	6	6	114	16	14.0	79	10	12.7	80	10	12.5	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日		
11	201	川越市	40.0	2026年3月	64	59	891	261	29.3	65	60	912	267	29.3	6	3	35	5	14.3	42	6	14.3	43	6	14.0	1							
11	202	熊谷市	40.0	2024年3月	54	48	590	166	28.1	48	44	555	160	28.8	6	4	35	6	17.1	49	6	12.2	50	6	12.0	1							
11	203	川口市	35.0	2025年4月	60	52	2,359	663	28.1	54	49	2,329	659	28.3	6	3	30	4	13.3	61	8	13.1	62	8	12.9	1							
11	206	行田市	40.0	2033年3月	50	43	628	167	26.6	44	40	595	163	27.4	6	3	30	4	13.3	35	4	11.4	36	4	11.1	1							
11	207	秩父市								26	24	361	67	18.6	6	4	43	8	18.6	49	4	8.2	50	4	8.0	1							
11	208	所沢市	40.0	2028年3月	80	74	1,059	314	29.7	72	67	926	271	29.3	6	5	36	6	16.7	47	5	10.6	48	5	10.4	2	2023年4月30日	2	2023年4月30日	1			
11	209	飯能市	30.0	2028年3月	53	41	535	133	24.9	44	37	500	128	25.6	6	4	35	5	14.3	39	2	5.1	53	2	3.8	1							
11	210	加須市	40.0	2026年3月	36	34	527	159	30.2	29	29	481	147	30.6	6	4	31	6	19.4	54	8	14.8	55	8	14.5	1							
11	211	本庄市	30.0	2028年3月	35	30	486	123	25.3	35	30	486	123	25.3	6	5	60	8	13.3	0	0	0.0	39	4	10.3	1							
11	212	東松山市	30.0	2026年3月	61	55	792	242	30.6	51	46	560	167	29.8	5	4	25	9	36.0	32	3	9.4	33	3	9.1	1							
11	214	春日部市	40.0	2028年3月	71	64	880	277	31.5	62	55	748	222	29.7	6	4	34	6	17.6	33	4	12.1	34	4	11.8	1							
11	215	狭山市	40.0	2027年3月	44	40	584	194	33.2	44	40	584	194	33.2	6	5	29	8	27.6	37	6	16.2	38	6	15.8	1							
11	216	羽生市	31.1	2024年3月	56	48	918	270	29.4	50	45	891	267	30.0	6	3	27	3	11.1	29	7	24.1	30	7	23.3	1							
11	217	鴻巣市	35.0	2028年3月	39	34	524	155	29.6	39	34	524	155	29.6	5	4	26	6	23.1	38	4	10.5	39	4	10.3	1	2022年10月1日	2	2022年10月1日	2	2023年5月1日		
11	218	深谷市	30.0	2024年4月	47	41	711	181	25.5	25	25	533	142	26.6	6	3	57	9	15.8	50	3	6.0	51	3	5.9	1							
11	219	上尾市	40.0	2026年3月	62	53	776	234	30.2	48	43	626	204	32.6	6	4	38	5	13.2	0	0	0.0	33	2	6.1	1							
11	221	草加市	40.0	2026年3月	60	54	714	221	31.0	42	37	523	150	28.7	6	2	31	5	16.1	35	6	17.1	36	7	19.4	1							
11	222	越谷市	35.0	2031年3月	83	65	1,213	405	33.4	59	54	1,115	380	34.1	6	3	46	6	13.0	39	6	15.4	40	6	15.0	1							
11	223	蕨市	40.0	2024年3月	48	47	708	303	42.8	42	41	478	194	40.6	6	5	25	8	32.0	32	7	21.9	33	7	21.2	1							
11	224	戸田市	40.0	2028年3月	53	46	569	160	28.1	48	42	552	156	28.3	5	4	17	4	23.5	34	3	8.8	35	3	8.6	1							
11	225	入間市	35.0	2027年3月	48	45	800	232	29.0	48	45	800	232	29.0	6	2	38	2	5.3	35	8	22.9	36	8	22.2	1							
11	227	朝霞市	30.0	2026年3月	57	53	758	241	31.8	57	53	758	241	31.8	6	5	37	9	24.3	38	5	13.2	39	5	12.8	1							
11	228	志木市	40.0	2026年3月	28	20	282	72	25.5	28	20	282	72	25.5	6	4	29	6	20.7	33	2	6.1	34	2	5.9	1							
11	229	和光市	50.0	2031年3月	24	23	293	90	30.7	24	23	293	90	30.7	6	4	27	7	25.9	32	5	15.6	33	6	18.2	1							
11	230	新座市	40.0	2028年3月	54	40	626	222	35.5	43	37	596	217	36.4	6	3	30	5	16.7	43	12	27.9	44	12	27.3	1							
11	231	桶川市	40.0	2024年3月	36	30	465	122	26.2	36	30	465	122	26.2	5	3	25	5	20.0	27	1	3.7	28	1	3.6	1							
11	232	久喜市	50.0	2028年3月	52	50	729	272	37.3	46	46	693	265	38.2	6	4	36	7	19.4	43	6	14.0	44	6	13.6	1							
11	233	北本市	40.0	2025年3月	41	34	448	126	28.1	35	29	413	119	28.8	5	5	32	7	21.9	40	6	15.0	41	6	14.6	1							
11	234	八潮市	40.0	2026年3月	75	67	778	269	34.6	56	49	747	260	34.8	6	5	31	9	29.0	37	12	32.4	38	12	31.6	1							
11	235	富士見市	40.0	2031年3月	50	46	589	194	32.9	48	45	577	188	32.6	6	3	31	5	16.1	30	3	10.0	31	3	9.7	2	2022年10月1日	2	2022年10月1日	1			
11	237	三郷市	37.0	2025年4月	34	31	420	139	33.1	34	31	421	139	33.0	6	4	33	7	21.2	36	5	13.9	37	5	13.5	1							
11	238	蓮田市	30.0	2026年3月	36	32	312	117	37.5	36	32	312	117	37.5	6	4	36	7	19.4	20	0	0.0	21	2	9.5	1							
11	239	坂戸市	40.0	2027年3月	46	43	547	157	28.7	40	38	480	138	28.8	6	4	27	6	22.2	32	5	15.6	33	5	15.2	1							
11	240	幸手市	35.0	2027年3月	22	21	289	69	23.9	22	21	289	69	23.9	6	2	37	3	8.1	35	2	5.7	36	2	5.6	1							
11	241	鶴ヶ島市	40.0	2026年3月	28	23	428	152	35.5	28	23	428	152	35.5	5	2	22	5	22.7	29	5	17.2	30	5	16.7	1							
11	242	日高市	45.0	2026年3月	42	42	487	216	44.4	35	35	404	171	42.3	6	4	30	11	36.7	29	4	13.8	30	4	13.3	1							
11	243	吉川市	40.0	2032年3月	38	35	392	140	35.7	25	22	259	88	34.0	6	4	34	7	20.6	34	8	23.5	35	8	22.9	1							

都道府県	市区町村	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1					調査時点コード																
			問8-1		問8-2						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他											
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数				うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)							総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)								
11	245	ふじみ野市	40%以上60%以下	2023年4月	48	40	571	189	33.1	法律、政令、条例、規則により設置されている審議会・委員会	42	38	538	187	34.8	6	2	33	2	6.1	32	4	12.5	33	4	12.1	1		1			
11	246	白岡市	30.0	2027年3月	61	52	990	271	27.4	行政委員会(地方自治法第180条の5)、法律または条例により設置された付属機関等、規則、要綱により設置された委員会、協議会等	20	17	225	63	28.0	6	4	30	6	20.0	32	3	9.4	33	3	9.1	1		1			
11	301	伊奈町	35.0	2025年3月	28	27	299	91	30.4	法律もしくは政令又は条例に基づき設置されている審議会等	28	27	299	91	30.4	6	2	24	3	12.5	25	3	12.0	26	3	11.5	1		1			
11	324	三芳町	30.0	2024年3月	29	28	298	92	30.9	条例・規則等により設置されている懇談会、会議等	29	28	298	92	30.9	6	3	23	3	13.0	26	4	15.4	27	4	14.8	1		1			
11	326	毛呂山町	30.0	2025年3月	17	14	198	54	27.3	法律又は政令により設置されている審議会等	15	12	164	41	25.0	5	3	25	6	24.0	30	3	10.0	31	3	9.7	1		1			
11	327	越生町	35.0	2025年4月	6	4	21	6	28.6	地方自治法第180条の5に基づく	6	5	81	21	25.9	6	4	21	6	28.6	30	0	0.0	31	0	0.0	1		1			
11	341	滑川町	35.0	2023年3月	23	21	262	62	23.7	条例、規則等に設置されている審議会、会議等	18	17	235	54	23.0	5	4	27	8	29.6	25	2	8.0	26	2	7.7	1		1			
11	342	嵐山町	35.0	2026年3月	20	20	221	68	30.8	法律又は政令により設置されている審議会等・法律により設置されている委員会等・条例、規則等により設置されている懇談会、会議等・要綱等により設置されている懇談会、会議等	20	20	221	68	30.8	5	3	29	6	20.7	24	8	33.3	25	8	32.0	1		1			
11	343	小川町	33.3	2027年3月	29	25	340	91	26.8	法律により設置されている委員会等(地方自治法180条の5)及び法令または条例に基づく審議会等(地方自治法202条の3)	24	22	302	84	27.8	5	3	37	6	16.2	28	3	10.7	29	3	10.3	1		1			
11	346	川島町	40.0	2026年3月	33	18	214	63	29.4	法律及び条例により設置されている審議会及び委員会	17	14	187	57	30.5	5	3	24	5	20.8	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1			
11	347	吉見町	30.0	2024年3月	15	12	149	37	24.8	地方自治法第180条の5及び第202条3に基づく審議会及び委員会	10	10	118	33	28.0	5	2	31	4	12.9	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1			
11	348	鳩山町	37.5	2028年3月	30	23	349	95	27.2	法令又は政令により設置されている審議会等、条例により設置されている審議会等	24	20	323	88	27.2	6	3	26	7	26.9	27	1	3.7	28	1	3.6	1		1			
11	349	ときがわ町	30.0	2032年3月	31	28	351	103	29.3	法律又は政令により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、条例、規則等により設置されている懇談会、会議等、要綱等により設置されている懇談会、会議等	9	9	120	28	23.3	5	2	30	4	13.3	33	1	3.0	34	1	2.9	2	2022年4月1日	2	2022年4月1日	1	
11	361	横瀬町	50.0	2024年3月	24	19	253	55	21.7	地方自治法第202条の3に基づく審議会等(附属機関)	23	18	244	52	21.3	6	3	26	5	19.2	28	2	7.1	29	2	6.9	1		1			
11	362	皆野町	20.0	2027年3月	11	10	138	26	18.8	法律又は政令および条例、規則等により設置されている審議会等	11	10	138	26	18.8	6	4	34	7	20.6	22	2	9.1	23	2	8.7	1		1			
11	363	長瀬町	20.0%以上	2024年3月	20	18	219	56	25.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会	20	18	221	57	25.8	6	2	29	4	13.8	30	3	10.0	31	4	12.9	1		1			
11	365	小鹿野町	25.0	2024年3月	7	4	111	14	12.6		7	4	111	14	12.6	6	2	29	5	17.2	25	0	0.0	26	0	0.0	1		1			
11	369	東秩父村	25.0	2029年3月	19	12	247	40	16.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	20	15	237	54	22.8	4	2	19	3	15.8	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1			
11	381	美里町	30.0	2025年3月	16	14	180	29	16.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	16	14	180	29	16.1	6	2	38	6	15.8	19	4	21.1	20	4	20.0	1		1			
11	383	神川町	30.0	2028年3月	23	18	219	64	29.2	地方自治法に基づく審議会、委員会等の行政組織	16	14	189	61	32.3	6	3	30	3	10.0	17	2	11.8	18	2	11.1	1		1			
11	385	上里町	40.0	2024年3月	26	20	283	82	29.0	地方自治法第180条の5に基づく委員会等 地方自治法第202条の3に基づく審議会等	20	17	240	77	32.1	6	3	43	5	11.6	17	6	35.3	18	6	33.3	1		1			
11	408	寄居町	30.0	2029年3月	29	17	263	41	15.6	法律又は政令により設置されている審議会等	23	16	235	39	16.6	6	1	28	2	7.1	0	0	0.0	35	0	0.0	1		1			
11	442	宮代町	30.0	2027年3月	25	18	329	77	23.4	地方自治法第202条の3に基づく審議会	25	18	329	77	23.4	6	5	31	8	25.8	33	3	9.1	37	3	8.1	1		1			
11	464	杉戸町	40.0	2026年3月	35	30	436	119	27.3	法律・条例・要綱等により設置されている審議会・会議等	24	20	299	71	23.7	6	2	30	2	6.7	37	5	13.5	38	5	13.2	1		1			
11	465	松伏町	40.0	2025年3月	25	22	220	65	29.5	法律により設置されている委員会等(地方自治法180条の5及び第202条の3)	19	17	190	57	30.0	6	5	30	8	26.7	0	0	0.0	24	4	16.7	1		1			

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況															問11-2 職務上の地位別職員在職状況															問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部署への配置状況					問11-5								
			管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		部長長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	防災・危機管理	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数		調査時点コード	その他									
						管理職総数	うち女性数				女性比率(%)	うち女性数																								女性比率(%)	うち女性数			女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)
11	100	さいたま市	5,288	858	16.2	3,883	488	12.6	815	80	9.8	637	60	9.4	1,112	140	12.6	851	96	11.3	3,361	638	19.0	2,395	332	13.9	5,600	1,533	27.4	3,791	818	21.6	11,165	4,466	40.0	6,820	2,322	34.0			470	70	14.9	119	9	7.6		
11	201	川越市	150	20	13.3	125	16	12.8	21	4	19.0	18	3	16.7	54	2	3.7	46	2	4.3	75	14	18.7	61	11	18.0	200	71	35.5	145	37	25.5	255	71	27.8	188	32	17.0	1		13	0	0.0	3	0	0.0	1	
11	202	熊谷市	112	11	9.8	90	11	12.2	23	3	13.0	19	3	15.8	0	0	0.0	0	0	0.0	89	8	9.0	71	8	11.3	123	37	30.1	70	18	25.7	512	151	29.5	245	84	34.3	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1	
11	203	川口市	356	60	16.9	185	24	13.0	82	5	6.1	40	2	5.0	114	19	16.7	76	12	15.8	160	36	22.5	69	10	14.5	512	117	22.9	359	50	13.9	1,029	510	49.6	520	201	38.7	1		12	2	16.7	1	0	0.0	1	
11	206	行田市	80	3	3.8	69	3	4.3	11	1	9.1	10	1	10.0	16	1	6.3	15	1	6.7	53	1	1.9	44	1	2.3	76	15	19.7	58	14	24.1	74	13	17.6	56	12	21.4	1		7	0	0.0	2	0	0.0	1	
11	207	秩父市	135	30	22.2	115	21	18.3	21	3	14.3	18	2	11.1	30	4	13.3	29	3	10.3	84	23	27.4	68	16	23.5	87	41	47.1	70	29	41.4	154	81	52.6	108	46	42.6	1		8	1	12.5	3	1	33.3	1	
11	208	所沢市	189	30	15.9	176	24	13.6	22	3	13.6	20	3	15.0	38	5	13.2	38	5	13.2	129	22	17.1	118	16	13.6	66	37	56.1	60	31	51.7	613	295	48.1	574	257	44.8	1		15	2	13.3	2	0	0.0	1	
11	209	飯能市	72	10	13.9	63	9	14.3	13	0	0.0	12	0	0.0	13	2	15.4	12	2	16.7	46	8	17.4	39	7	17.9	96	22	22.9	55	8	14.5	132	60	45.5	97	35	36.1	1		6	1	16.7	3	1	33.3	1	
11	210	加須市	73	14	19.2	72	14	19.4	18	4	22.2	18	4	22.2	21	2	9.5	20	2	10.0	34	8	23.5	34	8	23.5	130	35	26.9	130	35	26.9	195	94	48.2	195	94	48.2	1		7	1	14.3	3	0	0.0	1	
11	211	本庄市	60	6	10.0	55	6	10.9	10	0	0.0	9	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0	46	6	13.0	42	6	14.3	104	33	31.7	85	27	31.8	110	53	48.2	85	34	40.0	1		9	1	11.1	1	0	0.0	1	
11	212	東松山市	112	18	16.1	81	8	9.9	22	4	18.2	13	2	15.4	24	3	12.5	15	1	6.7	66	11	16.7	53	5	9.4	77	22	28.6	65	12	18.5	131	57	43.5	99	33	33.3	1		8	2	25.0	1	0	0.0	1	
11	214	春日部市	206	32	15.5	105	9	8.6	31	4	12.9	20	2	10.0	65	8	12.3	30	2	6.7	110	20	18.2	55	5	9.1	251	31	12.4	138	15	10.9	327	109	33.3	195	59	30.3	1		8	1	12.5	1	0	0.0	1	
11	215	狭山市	92	15	16.3	82	14	17.1	13	2	15.4	11	2	18.2	16	2	12.5	14	2	14.3	63	11	17.5	57	10	17.5	147	63	42.9	93	22	23.7	176	85	48.3	113	41	36.3	1		10	1	10.0	2	0	0.0	1	
11	216	羽生市	48	5	10.4	36	5	13.9	10	1	10.0	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	38	4	10.5	28	4	14.3	41	3	7.3	16	1	6.3	80	25	31.3	52	20	38.5	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
11	217	鴻巣市	97	17	17.5	85	14	16.5	16	0	0.0	15	0	0.0	26	5	19.2	23	5	21.7	55	12	21.8	47	9	19.1	104	45	43.3	90	42	46.7	141	72	51.1	124	64	51.6	1		8	2	25.0	2	0	0.0	1	
11	218	深谷市	93	6	6.5	64	4	6.3	17	0	0.0	16	0	0.0	24	1	4.2	15	0	0.0	52	5	9.6	33	4	12.1	124	17	13.7	72	5	6.9	304	87	28.6	175	50	28.6	1		7	1	14.3	1	0	0.0	1	
11	219	上尾市	208	39	18.8	120	20	16.7	13	0	0.0	9	0	0.0	24	2	8.3	17	1	5.9	171	37	21.6	94	19	20.2	181	31	17.1	86	16	18.6	246	125	50.8	103	53	51.5	1		11	0	0.0	5	0	0.0	1	
11	221	草加市	182	31	17.0	88	10	11.4	16	1	6.3	11	1	9.1	57	6	10.5	29	3	10.3	109	24	22.0	48	6	12.5	184	65	35.3	137	44	32.1	235	100	42.6	119	41	34.5	1		9	1	11.1	1	0	0.0	1	
11	222	越谷市	262	36	13.7	201	20	10.0	49	5	10.2	23	1	4.3	50	4	8.0	37	1	2.7	163	27	16.6	141	18	12.8	163	56	34.4	137	34	24.8	548	222	40.5	457	159	34.8	1		11	2	18.2	3	0	0.0	1	
11	223	蕨市	75	8	10.7	49	5	10.2	11	1	9.1	8	1	12.5	19	2	10.5	16	2	12.5	45	5	11.1	25	2	8.0	35	9	25.7	24	8	33.3	89	34	38.2	57	23	40.4	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
11	224	戸田市	99	12	12.1	79	11	13.9	16	1	6.3	12	1	8.3	22	1	4.5	17	1	5.9	61	10	16.4	50	9	18.0	103	20	19.4	64	18	28.1	150	44	29.3	94	41	43.6	1		9	3	33.3	2	1	50.0	1	
11	225	入間市	99	12	12.1	85	11	12.9	12	2	16.7	11	2	18.2	25	3	12.0	22	3	13.6	62	7	11.3	52	6	11.5	94	18	19.1	61	1	1.6	222	95	42.8	153	51	33.3	1		6	2	33.3	2	0	0.0	1	
11	227	朝霞市	82	10	12.2	68	8	11.8	15	4	26.7	13	4	30.8	15	0	0.0	14	0	0.0	52	6	11.5	41	4	9.8	74	25	33.8	49	11	22.4	128	27	21.1	103	14	13.6	1		8	1	12.5	2	0	0.0	1	
11	228	志木市	74	17	23.0	57	9	15.8	13	1	7.7	12	1	8.3	12	2	16.7	10	1	10.0	49	14	28.6	35	7	20.0	33	10	30.3	16	1	6.3	85	46	54.1	53	22	41.5	1		8	1	12.5	2	1	50.0	1	
11	229	和光市	62	11	17.7	55	11	20.0	13	1	7.7	12	1	8.3	22	5	22.7	21	5	23.8	27	5	18.5	22	5	22.7	86	24	27.9	46	15	32.6	145	66	45.5	112	48	42.9	1		9	2	22.2	2	0	0.0	1	
11	230	新座市	85	20	23.5	63	12	19.0	14	3	21.4	12	1	8.3	20	3	15.0	14	2	14.3	51	14	27.5	37	9	24.3	114	61	53.5	83	48	57.8	138	84	60.9	107	67	62.6	1		14	4	28.6	2	1	50.0	1	
11	231	桶川市	69	11	15.9	62	6	9.7	9	1	11.1	9	1	11.1	19	3	15.8	19	2	10.5	41	7	17.1	34	3	8.8	41	15	36.6	35	6	17.1	73	25	34.2	56	8	14.3	1		12	3	25.0	4	0	0.0	1	
11	232	久喜市	117	20	17.1	98	11	11.2	14																																							

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
11	217	鴻巣市	1	鴻巣市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、旧姓を職場での呼称として使用することができる。 2 職員は別表に掲げる事項において旧姓を使用することができる。	鴻巣市議会	1	2	1	鴻巣市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11	218	深谷市	1	深谷市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の理由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	深谷市議会	1	2	1	深谷市議会会議規則 第2条 第2項2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2
11	219	上尾市	1	上尾市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない文書等であって、職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱の生ずるおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	上尾市議会	1	2	1	上尾市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1
11	221	草加市	1	第4条 旧姓は、次に掲げるものを除き使用することができる。 (1)任命権者から権限を委任されて行う処分 (2)対外的に権利・義務関係が発生する協定書等 (3)草加市会計規則(昭和41年規則第12号)第2条の3に規定する出納員等が行う領収書等の発行 (4)身分証明書等を携帯して行う法令等に基づく調査、指導等 (5)職員の身分及び権利・義務に係るもので特に重要なもの (6)事務の性質上、対外的な関係で旧姓の使用が困難なもの (7)その他必要に応じて任命権者が定める場合	草加市議会	1	3	1	草加市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11	222	越谷市	1	職員の旧姓使用に関する取り扱いについて 職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて、下記のとおり取り扱うこととする。旧姓を使用することができる事項は、以下のとおりとし、下記に掲げるもの以外の取り扱いについては、必要に応じて人事課長と協議の上定めるものとする。 <旧姓使用を認める事項> ①職場での呼称 ②名札 ③職員名簿 ④人事異動通知書等 ⑤出勤簿・休暇簿等 ⑥旅行命令簿・復命書等 ⑦起案文書等 ⑧職務に関する各種届出等 <留意点> (1)男女共同参画の観点及び旧姓を使用できないことによる職業生活上の不便・不利益を助長したものであること。 (2)人事、給与、税金、共済、出納その他公務員としての権利義務に係る事項に該当しないこと。 (3)法令等に反しないこと。 <旧姓使用の手続> (1)旧姓を使用する場合は「旧姓使用(変更)届」(別紙1)を人事課に提出するものとする。 (2)越谷市職員服務規程に基づく「履歴事項異動届」については従来どおり提出するものとする。	越谷市議会	1	3	1	越谷市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報償について減額の規定はあるか。		問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定がないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
								1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児
11	223	蕨市	蕨市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律、条例等の規定に反するおそれのない文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	蕨市議会	1	2	1	蕨市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2
11	224	戸田市	戸田市職員旧姓使用取扱要綱(平成12年9月27日市長決裁) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律、条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて旧姓を使用することができる。	戸田市議会	1	2	1	戸田市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		戸田市議員報酬等の特例に関する条例、及び同運用基準 (議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、市議会の会議等を欠席した日から、市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「議員活動ができない期間」という。)に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 議員活動ができない期間 割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の80 180日を超え365日以下であるとき 100分の70 365日を超えるとき 100分の50 2 前項の規定は、議員活動ができない期間が90日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下これを「減額月」という。)から、議員活動ができない期間に相当する期間、減額月の議員報酬月額を基礎として適用する。この場合において、議員資格を失う等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は、適用しない。 3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合、減額月の初日から末日まで減額して支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割によって計算する。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれ前6月以内の期間において、議員報酬の支給を減額された月があるときは、その職に応じた期末手当に、議員活動ができない期間に応じて、第3条第1項の表に定める割合を乗じて得た額とする。 2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、高い方の減額割合を適用する。 (適用除外) 第5条 次に掲げる事由により議員活動を引き続き長期間休止したときは、第3条及び前条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) その他議長が認める理由により議会活動ができない場合 ○戸田市議員報酬等の特例に関する条例の運用基準 条例第5条第2号に規定する「その他議長が認める理由により議会活動ができない場合」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。 (1) 市長が招集する会議又は市の要請により各種の行事に参加した際の事故による療養 (2) 議長若しくは委員長が招集する会議又は議長の要請若しくは議長の認めた会議及び行事等に参加した際の事故による療養 (3) 行政視察に参加し、その際の事故による療養 (4) 災害等の際、議員として災害対策等に従事した際の事故による療養 (5) 無過失の事故 (6) 産休、育児休暇 (7) その他議長が特に認めたもの	1	1	1	1	1	1
11	225	入間市	入間市職員の旧姓使用に関する要領 第2条 職員は、その事務において旧姓を使用することができる。	入間市議会	1	2	1	入間市議会規則 【第2条第2項】議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 【第90条第2項】委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)												
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)													
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
11	227	朝霞市	1	朝霞市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、次の表に掲げる文書等及び法令等に基づかない文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもので所属長が認めるものについて旧姓を使用することができる。	朝霞市議会	1	2	1	朝霞市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2					1	1	1	1	1	1		
11	228	志木市	1	志木市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号に掲げるもの以外のものとする。 (1) 公権力の行使に関するもの (2) 税務署、銀行その他外部の機関に支障を及ぼすおそれのあるもの (3) 法令等により、戸籍の氏名を使用することが定められているもの (4) 前3号に掲げるもののほか、職務遂行上、誤解や混乱を生ずるおそれのあるもの (旧姓使用届) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(第1号様式)を所属長を経て人事課長へ提出し、市長の承認を受けなければならない。 (承認の通知) 第4条 市長は、旧姓の使用の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書(第2号様式)により、速やかに所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第5条 市長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(第3号様式)を所属長を経て人事課長へ提出しなければならない。 (義務) 第6条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 (管理) 第7条 人事課長は、旧姓使用者台帳(第4号様式)を備え、旧姓使用の適正な管理に努めなければならない。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。	志木市議会	1	2	1	志木市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2							1	1	1	1	1	1
11	229	和光市	1	和光市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	和光市議会	1	2	1	和光市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1	
11	230	新座市	1	新座市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	新座市議会	1	2	1	新座市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1	1
11	231	桶川市	1	桶川市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 第2条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)を所属長を経て人事課長に提出しなければならない。	桶川市議会	1	2	1	桶川市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
11	232	久喜市	久喜市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員(臨時又は非常勤の職員を除く。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に関する必要な事項を定めるものとする。第2条 旧姓を使用できる文書等は、次に掲げるものとする。(1)職員録、名札その他単に氏名が記載されたもの(2)法令に違反するおそれのない専ら組織内部で使用されている文書等で、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのないもの(3)法令に基づかない通知文等で、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのないもの(4)公権力の行使に係る文書、職員の身分関係を規定する文書その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせる恐れのある文書等については、旧姓を使用することはできない。	久喜市議会	1	2	1	久喜市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠のときは14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠のときは14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
11	233	北本市	北本市職員旧姓使用取扱要領 (承認)第3条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反しない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招かないものにおいて旧姓を使用することができる。	北本市議会	1	2	1	北本市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
11	234	八潮市	八潮市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、法律、条例等の規定に違反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解若しくは混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	埼玉県八潮市議会	1	2	1	八潮市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
11	235	富士見市	富士見市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	富士見市議会	1	2	1	富士見市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
11	237	三郷市	三郷市職員旧姓使用取扱規定 第3条 職員は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がない文書等について、旧姓を使用することができる。	三郷市議会	1	2	1	三郷市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
11	238	蓮田市	蓮田市職員旧姓使用取扱要領 蓮田市職員旧姓使用取扱要領第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	蓮田市議会	1	4	2		2						3	3	3	3	2	3
11	239	坂戸市	坂戸市職員旧姓使用取扱要領 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律、条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	坂戸市議会	1	2	1	坂戸市議会会議規則 第2条第2項 議員は、本人の出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。第81条第2項 委員は、本人の出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
11	240	幸手市	幸手市職員旧姓使用取扱要領第3条 職員は、旧姓を文書等に使用する場合は、市長の承認を受けなければならない。	幸手市議会	1	2	1	幸手市議会会議規則 第2条第2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第82条第2項 委員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																					
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7													
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)												
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例							配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
11	241	鶴ヶ島市	1	鶴ヶ島市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱をまねくおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	鶴ヶ島市議会	1	2	1	鶴ヶ島市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								4	4	4	4	4	4	
11	242	日高市	1	職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第2条 職員が自己の氏名を記載する文書等については、次に掲げるものを除き、旧姓を使用することができるものとする。 (1) 税務署、埼玉県市町村職員共済組合、埼玉県市町村総合事務組合等の職員として関係する機密の円滑な事務の遂行に支障を及ぼす書類 (2) 前項に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障がある文書等	日高市議会	1	2	1	日高市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第92条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	
11	243	吉川市	1	吉川市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要領は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用届) 第2条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)を所属長を経て、政策室主幹に提出しなければならない。 2 前項の規定による旧姓使用届は、原則として吉川市職員服務規程(平成4年吉川市訓令第6号、以下「服務規程」という。)第6条に基づく履歴事項変更届と同時に提出するものとする。 (管理) 第3条 政策室主幹は、旧姓使用者台帳(様式第2号)を備え、旧姓使用の適正な管理に努めなければならない。 (旧姓使用の範囲) 第4条 旧姓使用者が旧姓を使用することができるのは、当分の間、人事、給与、税金、共済、出納等公務員としての権利義務にかかわらないもので法令に反しない、専ら職員間で職務上使用する次に掲げるものとする。 (1) 名札(服務規程第9条) (2) 事務引継書(服務規程第22条) (3) 出張復命書(服務規程第19条) (4) 起案文書 (5) 職員録 (6) 職員配置図 (7) 人事異動通知書 (8) その他所属長が認める軽易な書類 (旧姓使用者の責務) 第5条 旧姓使用者は、旧姓を使用するに当たっては、常に市民、職員等に錯誤が生じないように努めなければならない。 (中止) 第6条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て、政策室主幹に提出しなければならない。 (委任) 第7条 この要領の定めるもののほか、旧姓使用に関し必要な事項は、政策室主幹が別に定める。	吉川市議会	1	2	1	吉川市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	3
11	245	ふじみ野市	1	ふじみ野市職員旧姓使用取扱要領の制定について(依命通達) 第1 趣旨 この要領は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して、必要な事項を定めるものとする。	ふじみ野市議会	1	3	1	ふじみ野市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	
11	246	白岡市	1	白岡市職員旧姓使用取扱規定 第1条 この訓令は、職員(臨時又は非常勤の職員を除く。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。	白岡市議会	1	2	1	白岡市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	
11	301	伊奈町	1	伊奈町職員旧姓使用取扱規程 第1条 第1項 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の理由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	伊奈町議会	1	3	1	伊奈町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)											
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
11	324	三芳町	1	三芳町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して、必要な事項を定めるものとする。(承認) 第2条 職員は、町長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	三芳町議会	1	2	1	三芳町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長の届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	4	
11	326	毛呂山町	1	毛呂山町職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、町長の承認を受けて、法律、条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	毛呂山町議会	1	2	1	毛呂山町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	1
11	327	越生町	1	越生町職員旧姓使用取扱要綱第4条 越生町職員旧姓使用取扱要綱第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書を、所属長を経て総務課長に提出し、町長の承認を得なければならない	越生町議会	1	2	1	越生町議会会議規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提供することができる	2						2	2	2	2	2	2	
11	341	滑川町	4		滑川町議会	1	2	1	滑川町議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間前)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
11	342	嵐山町	1	嵐山町職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、職員が婚姻等によって戸籍法上氏を変更した後も引き続き変更前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	嵐山町議会	1	3	1	嵐山町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
11	343	小川町	1	小川町職員旧姓取扱規程 第2条 職員は法令等の規程に反するおそれのない文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	小川町議会	1	2	1	小川町議会会議規則 第2条第2項 議員は出産のため出席できない時は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
11	346	川島町	1	川島町職員旧姓使用取扱要綱 【第2条】職員は、町長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	川島町議会	1	2	1	川島町議会会議規則 【第2条第2項】前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
11	347	吉見町	1	吉見町職員旧姓使用取扱規程 ○吉見町職員旧姓使用取扱規程 平成31年3月29日 規程第1号 (趣旨) 第1条 この規程は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、職務遂行上、婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規程において旧姓を使用することができる職員は、次に掲げる者をいう。 (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員 (2) 地方公務員法第22条第5項及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項に規定する職員 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (旧姓使用の承認申請) 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用申請書(様式第1号)により、所属長を経て町長に申請し、その承認を受けなければならない。 2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止届) 第5条 前条の規定により承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経て町長に提出しなければならない。 (職員及び所属長の責務) 第6条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓の使用に当たり、町民又は職場に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用及び公務の円滑な運営に努めなければならない。 (承認の取消し) 第7条 町長は、職員の旧姓の使用によって職務の遂行上支障が生じていると認めるときは、当該職員に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 (旧姓使用者台帳) 第8条 総務課長は、職員の旧姓の使用に関し、適切な管理及び運用を図るため、旧姓使用者台帳(様式第4号)を備えておくものとする。 (その他) 第9条 この規程に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。	吉見町議会	1	2	1	吉見町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	2	1
11	348	鳩山町	1	鳩山町職員旧姓使用取扱規程 第2条第1項 職員は、町長の承認を受けて、法律、条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	鳩山町議会	1	2	1	鳩山町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	
11	349	ときがわ町	3	横瀬町職員旧姓使用取扱要綱	ときがわ町議会	1	4	2	横瀬町議会会議規則	2				4	4	4	4	2	4	
11	361	横瀬町	1	第3条 職員は、町長の承認を受けて、専ら職員間で使用する文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	横瀬町議会	1	2	1	第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	4
11	362	皆野町	3		皆野町議会	1	2	1	皆野町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7										
				議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)										
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
11	363	長瀬町	1	長瀬町職員旧姓使用取扱規程(平成29年長瀬町訓令第8号) (趣旨) 第1条 この規程は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関する必要な事項を定めるものとする。	長瀬町議会	1	2	1	長瀬町議会会議規則(平成12年長瀬町議会規則第1号) (欠席、選参又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、選参又は早退をするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに早退にあつては、事前に議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
11	365	小鹿野町	1	小鹿野町職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することに関する必要な事項を定めるものとする。	小鹿野町議会	1	2	1	小鹿野町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	
11	369	東秩父村	4		東秩父村議会	1	3	1	東秩父村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。	2					1	1	1	1	1	1	
11	381	美里町	1	美里町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を職務を行う上で文書等に使用することに関する、必要な事項を定めるものとする。(旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められるもので、別表第1に掲げるものとする。 2 前項の文書等のほか、法令に基づかない軽易な文書等で、その所属する課局長の認めるものについても、旧姓を使用することができるものとする。この場合において、課局長は、必要に応じ、総合政策課長と協議するものとする。 3 旧姓を使用することができない文書等は、次の各号のいずれかに該当するもので、別表第2に掲げるものとする。 (1) 職員の身分に係るもの (2) 職員の権利義務に係るもので、他に与える影響が大きいもの (3) 公権力の行使に係るもの	美里町議会	1	2	1	美里町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
11	383	神川町	4		神川町議会	1	2	1	神川町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	4
11	385	上里町	1	上里町職員旧姓使用取扱規定 第1条 この規定は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書、呼称等(以下「文書等」という。)に使用し、(文書への署名、記名、押印及び氏名表示を含む、以下同じ。)することに関する、必要な事項を定めるものとする。	上里町議会	1	2	1	上里町議会会議規則 第1章 総則(欠席の理由)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときはその理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
11	409	寄居町	4		寄居町議会	1	2	1	寄居町議会会議規則第2条第2項 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
11	442	宮代町	1	宮代町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 旧姓使用する職員は、旧姓使用届(様式第1号)を総務課長に提出しなければならない。	宮代町議会	1	3	1	宮代町議会会議規則の一部を改正する規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
11	464	杉戸町	杉戸町職員旧姓使用取扱要領 第3条 旧姓を使用しようとする職員は杉戸町職員服務規程第6条に基づく履歴事項異動届の提出の際に旧姓使用届を所属長を経て、町長へ提出しなければならない。	杉戸町議会	1	2	1	杉戸町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1 1 1 1 1 1
11	465	松伏町	松伏町職員旧姓使用取扱要領 (趣旨)第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も円滑な職務遂行を目的として、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	松伏町議会	1	2	1	松伏町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1 1 1 1 1 1

調査時点 議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)

都 道 府 県	市 区 町	市 区 町	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ 等 ら (規 ス が 定 メ ン 有 倫 理 防 規 止	2 す る 議 員 向 ス 向 メ ン を 設 置 し て い る 窓 口 関	3 そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
			0	1	16					14	4	3	11		20	
			1	8	9	13	1	3		11	10	7	15		43	
			0	0	38					38	11	53	0		0	
			62	54								37				
11	100	さいたま市	4	4	2					1	3	3	1	さいたま市議会会議運営規程 第37条 議員が氏名に代わる通称又は旧氏名を使用しようとするときは、議長に承認を申請しなければならない。通称又は旧氏名を承認前の氏名に復そうとするときも、同様とする。 2 前項の申請は、議員の任期が始まり、又は氏若しくは名を改めたときに限りすることができる。 3 議長は、第1項の申請があったときは、その適否を決定する。	2	
11	201	川越市	4	4	1	1				1	2	3	2		2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を	3. その他 その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行おうとしている。 3. 行っておらず、今後、行おう予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
11	201	川越市				(公表等) 第六条 議長は、前条により議員によるハラスメントがあったことを確認したときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他の必要な措置を講じなければならない。 2 議長は、市長から議員によるハラスメントがあったことを報告されたときは、会派を代表する者から意見を聴き、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他の必要な措置を講じなければならない。 (被害者のプライバシーの保護等) 第七条 議員は、ハラスメントの被害者のプライバシーの確保に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (委任) 第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。 附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 議長は、この条例の施行後三年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。									
11	202	熊谷市	4	4	3			3		2		1	熊谷市地域防災計画、災害時事務分掌 男女共同参画の観点に基づく対策に関すること。		
11	203	川口市	4	4	3			3		2		2			
11	206	行田市	4	4	3			3		2		2			
11	207	秩父市	4	4	2			1		4		2			
11	208	所沢市	4	4	1	1		1	2	1		2			
						所沢市議会議員政治倫理条例 (行為規範) 第5条 議員は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)等の政治活動に関する諸規定を厳守するとともに、次の事項を遵守しなければならない。 (1) 市民全体の代表者として、品位と名譽を保ち、議会に対する市民の信頼を損なわないこと。 (2) 刑事事件に係る行為又は不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。 (3) 政治活動に関して、特定の個人や企業、団体等から一切寄附等を受けないものとし、議員の後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。 (4) 特定の個人や企業、団体等のために有利な取り計らいをする等、その地位を利用して職務の公正を疑われるような金品の授受及び言動をしないこと。 (5) 市議員の採用に関して、推薦又は紹介をしないこと。 (6) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 (7) 議員は、所沢市暴力団排除条例(平成24年条例第32号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等及びこれらと社会的に非難されべき関係を有する者と利害関係を持たないこと。									

都道府県	市区町村	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11で1.を選じた場合、行っている取組は、次のうちどれか。 に1.関するハラスメント規定を定めること、2.ハラスメントを防止する措置を講ずること、3.ハラスメントを防止する措置を講ずることに関する規定を定めること、4.その他			問12-12で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-16で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の規定を記入してください。
11	209	飯能市	4	4	3					3		2		1	飯能市地域防災計画 女性相談に関すること		
11	210	加須市	4	4	3					1	1	1	1	2	加須市議会議員通称名等の使用に関する取扱規程 (使用できる通称名等) 第2条 議員は、議会において使用する氏名について、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める通称等(以下「通称名等」という。)を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合 当該認定を受けた通称 (2) 婚姻、養子縁組等の事由により戸籍等に記載された氏を変更した場合 変更前の氏		
11	211	本庄市	4	4	1	1				3		3	1	2	本庄市議会の申し合わせ事項 37 議会活動に関わる議員の旧姓使用については、次に掲げる事項を除き、議員の承認を得て使用することができるものとする。(1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 辞職願 (4) 給与・旅費・費用弁償・政治活動費の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位・叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 市議会議員共済会に関する各種届出 (9) その他旧姓使用によって業務上の混乱を生じおそれがあると議長が判断するもの		
11	212	東松山市	4	4	1	1	2							2	東松山市議会ハラスメント防止条例 第3条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが他人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。 2 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。 3 議員は、ハラスメントに当たる言動を行っていると思われ、当該議員に対して憤り、不快、被害を感じる議員に対し、当該議員に遺憾を表明し、解決を促すよう努めなければならない。 (議長の責務) 第4条 議長は、ハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントの相談及び申立てを受けた場合には、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。 2 議長は、前項に規定する相談及び申立てを受けた場合において、その内容を精査し、相応の理由があると認めるときは、事実関係の調査及び確認を行うものとする。 3 議長は、前項の事実関係の調査及び確認を行うために、各会派の代表からなるハラスメント審査会を設置することができる。 4 議長は、前項に規定する審査会の調査結果を尊重し、ハラスメントが確認された場合は、ハラスメントを行った議員に対して指導、助言、注意その他の必要な措置を講じるものとする。 (研修等) 第6条 議会は、ハラスメントの防止を図るため、必要な研修等の実施に努めるものとする。		

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該部分の規定を記入してください。
コ ロ シ ド	村 町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント(等)が定められている倫理防規正 2. 議員向け研修を 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定もない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
11	214	春日部市	4	4	3			3		1	春日部市議会議員旧姓使用取扱要領 第3条 第3条議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。	1	春日部市地域防災計画 女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。 また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。 なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。	
11	215	狭山市	4	4	1		規定制定に向け協議中		3	1	市議会申し合わせ事項 1 議会における議員の氏名は原則として戸籍名(旧字体を新字体で使用する場合を除く。)を使用する。ただし、通称名の使用について事前に「通称名使用願」を議長に提出し、議長の許可を得た場合は、この限りではない。 2 許可された通称名は、これに変更がない限り、再当選議員は、当選確定後、直ちに「通称名継続使用願」を議会事務局に提出することにより、新たに開始する任期中、使用できるものとする。	1	狭山市地域防災計画 第2編 震災対策 第2部 施策ごとの具体的計画 (6) 災害対策本部の各班分掌事務 市民文化班・避難所等での男女共同参画に関すること	
11	216	羽生市	4	4	2			1		2	羽生市議会議員の通称名に関する取扱い規定 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める通称名を使用することができる。(1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 (2) 氏名に用いられている漢字のうち常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる字体(以下「通用字体」という。)と異なる字体によって記載されているものがある場合、通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した氏名 (3) 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 氏の変更前の氏	2		
11	217	鴻巣市	4	4	1	1				3	鴻巣市議会議員政治倫理条例 第4条第1項第9号 議員の地位を利用して、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	4	2	
11	218	深谷市	4	4	3					3		1	深谷市地域防災計画 女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。	
11	219	上尾市	4	4	3					2		1	上尾市地域防災計画 第2編 第2章 第1節 活動体制計画 1 男女共同参画の視点に立った避難所運営等に関すること 2 災害時における女性・性的少数者(LGBT)・その他人権問題に関すること	
11	221	草加市	4	1	3					3			2	
11	222	越谷市	4	2	3					3			2	
11	223	蕨市	4	4	3					3		1	蕨市議会先例集 第12章その他 第4節その他 7 議員の氏名は原則として本名を用いることとするが、議長の許可により本名に代えて氏に変更があった場合における変更前の氏や、本名以外の呼称で本名に代わる通称等を使用することができることとする。あわせて、本名以外の使用を認められた議員は、その使用に当たり議員活動及びその関連する事務処理等に誤解及び混乱を生じないよう努めることとする。	
11	224	戸田市	4	4	3					1		1	2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止規定(ハラスメント防止)を議員向け研修に含めること 2. 議員向け研修に含めること 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
11	225	入間市	4	2	3				3				1	入間市地域防災計画 3 避難所の管理・運営 (5) 要配慮者や女性、性的少数者への配慮 女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズ変化に対応できるよう配慮する。女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。
11	227	朝霞市	4	4	1				3				1	朝霞市地域防災計画 総則66 第11 女性視点の防災対策
11	228	志木市	4	4	3				3				1	志木市地域防災計画 避難所の運営 「要配慮者や女性、性的マイノリティへの配慮」女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。」
11	229	和光市	4	2	1	1			1				1	和光市地域防災計画 女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。
11	230	新座市	4	4	3				2	2			1	議員申し合せ事項 3-2 新座市議会における旧姓使用について 戸籍上の氏に代えて、旧姓を議会活動に使用したい議員は、議長に対し旧姓使用の申請をすることとし、議長の承認により、その任期中、本名に代えて旧姓を使用することができるものとする。旧姓の使用を承認された議員は、以降任期中、前項の通称名使用の例外を除いて、旧姓を議員氏名として用いるものとする。なお、公表用の議員名簿における議員氏名についても、前項の規定を準用する。
11	231	桶川市	4	4	3				3				1	桶川市地域防災計画 10 災害時における女性、性的マイノリティ(LGBTQ)に対する援助に関すること 第3条 議員は、第1条に規定する通称名又は旧姓(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用届(様式第2号)を議長に提出し承認を得なければならない。
11	232	久喜市	4	4	3				3				1	久喜市地域防災計画 ・女性からの相談等に対応する相談員の配置や相談窓口の開設・運営にあたっては、埼玉県男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する(P136(風水害編)、P419(震災対策編)) ・応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部署の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。(P88(風水害編)、P387(震災対策編))

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割					
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。			
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ 等 ラ 規 ス が 定 メ ン ル 倫 ト 理 防 規 止	す 2 る 議 員 ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 取 組 を 認 め て い ら し ま す か。	3 そ の 他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
11	233	北本市	4	4	1	1					北本市議会議員政治倫理条例 第3条 3 議員は、その地位を利用して、いかなる場合であっても、特定の個人又は団体に対して嫌がらせし、強制し、若しくは圧力をかける行為又は人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。	2	2	2	4		2	
11	234	八潮市	4	4	3							1	3	3	1		2	
11	235	富士見市	4	2	3							1	3	3	1		2	

都 市	道 区	府 町	県 村 町	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
				問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。		問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
			コ	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント(等)が定められている倫理防規正 2. 議員向け研修を設けている 3. その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
11	237	三郷市		4	4	3				3		3	2		2	
11	238	蓮田市		4	2					3		3	4		2	
11	239	坂戸市		4	2	3				3		3	4		2	
11	240	幸手市		4	4	3				3		3	4		2	
11	241	鶴ヶ島市		4	4	1	1		鶴ヶ島市議会議員政治倫理条例 第3条第7項 差別的な取扱い又は言動、虐待、性的な言動、名譽又は社会的信用を低下させる目的でその者を誹謗中傷する言動、その地位を利用した暴行、脅迫、強制等の精神的又は身体的苦痛を与える行為その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	3		3	4	1	鶴ヶ島市地域防災計画 指定避難所の運営 指定避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性や男性、LGBTQなどの少数者等のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には女性をはじめ、様々な意見が反映されるよう配慮する。また、特定の活動(例えば食事づくりや片付け等)が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないよう配慮する。また、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。さらに、女性の相談員・福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては県男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。	
11	242	日高市		4	4	1	1		日高市議会議員政治倫理規程 第3条第1項第6号 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと	3		3	2		2	
11	243	吉川市		4	4	3				3		3	4		2	
11	245	ふじみ野市		4	4	1	1		第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (5) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	1	1	2	2		2	
11	246	白岡市		4	4	2				2	2	2	4	1	白岡市地域防災計画 第2編第3章第3節 広報広聴活動【地域振興班】3 安否情報の提供 被災者のなかに、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。	
11	301	伊奈町		4	4	3				3		3	4		2	
11	324	三芳町		4	4	3				3		3	4		2	
11	326	毛呂山町		4	4	3				3		3	4	1	毛呂山町地域防災計画 女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画担当部署や保健師、民間団体を積極的に活用する。	
11	327	越生町		4	4	3				3		3	4		2	
11	341	滑川町		4	4	2				2	2	2	4	1	滑川町地域防災計画 女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する。	
11	342	嵐山町		4	2	3				3		3	4		2	
11	343	小川町		4	4	1	1		小川町議会議員倫理規程 第2条 議員は次の各号に掲げる行為につき政治不信を招く公私混同、公益の侵害、品位の毀損等、法令や倫理規程に明らかに違反し、政治的連帯的責任上の疑義を生じる行為をしてはならない。(1) 地方自治法等の法令や倫理規定の趣旨に反する行為。(2) 個別企業・団体の利益の擁護により公共の利益を損なう行為。(3) 著しく社会的批判を受ける行為	2	2	2	4	2	2	
11	346	川島町		4	4	3				3		3	4		2	
11	347	香泉町		4	4	1		3		3		3	4		2	
11	348	鳩山町		4	4	2				2		2	4		2	
11	349	ときがわ町		4	4	3				3		3	4		2	
11	361	横瀬町		4	4	2				3		3	4	1	横瀬町地域防災計画 なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する。	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止規定(ハラスメント防止)を議員向け研修に設置しているか 2. 議員向け研修に設置しているか 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
11	362	菅野町	4	4	3			3		3	4		2	
11	363	長瀬町	4	4	3			3		3	4		2	
11	365	小瀬野町	4	4	3			2		3	2		2	
11	369	東秩父村	4	4	3			3		3	4		2	
11	381	美里町	4	4	3			3		3	2		2	
11	383	神川町	4	4	3			3		3	2		2	
11	385	上里町	4	4	1	1		2	3	3	4	1	上里町地域防災計画 女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。	
11	408	寄居町	4	4	1	1		2	2	3	4	1	地域防災計画 第2編 2-79 町民の相談窓口の開設及び対応に関すること	
11	442	宮代町	2	2	2			1	3	3	4		2	
11	464	杉戸町	4	4	3			2	3	3	4	1	杉戸町地域防災計画 また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるよう配慮する。 なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては人権・男女共同参画推進課や民間団体を積極的に活用する。	
11	465	松伏町	4	4	3			3		3	4		2	